清水町就業奨学生支援事業補助金交付要綱

（通則）

第１条　清水町就業奨学生支援事業補助金については、予算の範囲において交付するものとし、清水町補助金交付規則（平成元年清水町規則第10号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

　（趣旨）

第２条　この要綱は、本町において若者の人材確保と定住促進を図るため、奨学金等の貸与を受けて修学した者が町内の事業所等に就職し、奨学金等を返還する場合において、その返還額の一部を補助する清水町就業奨学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第３条　この要綱において、「事業所」とは、中小企業法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第２条第１項各号に規定する者及び基本法第２条第５項及び小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第２条第２項に規定する者であって、町内に事務所又は事業所を有する者をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本町に住所を有する者で町税等に滞納がない者のうち、第５条各号に掲げる奨学金等（現に国、県その他の機関、団体等から当該奨学金等の返還に関する補助金等の交付を受けていない奨学金等に限る。）の返還を予定又は返還中の者であって、別表に規定する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の対象としない。

　（１）国家公務員又は地方公務員として雇用されている者

　（２）独立行政法人、地方独立行政法人又は国立大学法人等に雇用されている者

（３）勤務地の変更に伴い、住所地が変更され、本町に定住できないと認められる者

（補助対象となる奨学金等）

第５条　補助金の交付の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

　（１）独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

　（２）清水町奨学金

　（３）前２号に掲げるもののほか、町長が認める奨学金等

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、第９条に規定する申請を行う月から12か月間の奨学金等の返還額の

２分の１に相当する額とし、年額240,000円を限度とする。

２　前項に規定する補助金の額の算定に際し、繰上償還による奨学金等の返還額の増額分は、考慮しないものとする。

（補助対象期間）

第７条　補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、奨学金等の返還期間に応じて決定するものとし、その期間は第９条に規定する申請を行う月から当該年度において12か月以内とし、通算で36か月を限度とする。

（補助金交付対象者）

第８条　補助金の交付にあたっては、第４条及び第５条に規定する補助対象者を雇用する町内事業所（以下「交付対象者」という。）において、本町の補助額に100分の５以上の加算を行い、補助対象者に毎月給与とともに支払いを行うものとする。

（交付申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする交付対象者は、清水町就業奨学生支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に第１号に掲げる書類及び補助対象者に係る第２号から第５号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　（１）補助対象者に対する補助金の支給計画を示した書類

（２）奨学金貸与機関が発行する奨学金等の貸与額及び返還額等を証する書類

　（３）住民票（写し）

　（４）勤務先又は就労状況等を証する書類等

　（５）町税に係る納税完納証明書

２　交付申請は、補助対象期間ごとに行わなければならない。

（交付決定及び通知）

第10条　町長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、清水町就業奨学生支援事業補助金交付決定指令書（様式第２号）により交付対象者に通知するものとする。

（支給完了報告）

第11条　前条の規定により、補助金の交付が決定した者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象期間において支給すべき奨学金等を全て支給したときは、清水町就業奨学生支援事業補助金支給完了報告書（様式第３号）に奨学金等の支給の事実を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条　町長は、前条の報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、

清水町就業奨学生支援事業補助金交付額確定通知書（様式第４号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条　交付決定者は、前条の確定通知を受けたときは、速やかに清水町就業奨学生支援事業補助金請求書（様式第５号）により補助金を請求しなければならない。

２　町長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

３　交付決定者は清水町就業奨学生支援事業補助金概算請求書（様式第６号）により概算請求をすることができるものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条　町長は、交付決定者が、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

２　町長は、前項の規定により補助金の認定若しくは交付決定を取り消したときは、清水町就業奨学生支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第７号）を当該交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附　則

（施行期日）

１ この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和７年３月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者は、この限りでない。

（経過措置）

３　第14条の規定については、この要綱が失効した後も、なお、その効力を有する。

　　　附　則

この要綱は、令和３年３月31日から施行する。

別表

　補助対象者の要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請年度 | 新卒者 | ３年以内の既卒者（新卒扱い） |
| 令和３年度 | 令和２年度以降に高校・大学等を卒業又は中途退学し、令和３年４月１日以降に就職し、就労を継続している者 | 平成30年度以降に高校・大学等を卒業又は中途退学し令和３年４月１日以降に初めて就職し、就労を継続している者 |
| 令和４年度 | 令和３年度以降に高校・大学等を卒業又は中途退学し、令和４年４月１日以降に就職し、就労を継続している者 | 令和元年度以降に高校・大学等を卒業又は中途退学し令和４年４月１日以降に初めて就職し、就労を継続している者 |
| 令和５年度 | 令和４年度以降に高校・大学等を卒業又は中途退学し、令和５年４月１日以降に就職し、就労を継続している者 | 令和２年度以降に高校・大学等を卒業又は中途退学し令和５年４月１日以降に初めて就職し、就労を継続している者 |
| 令和６年度 | 令和５年度以降に高校・大学等を卒業又は中途退学し、令和６年４月１日以降に就職し、就労を継続している者 | 令和３年度以降に高校・大学等を卒業又は中途退学し令和６年４月１日以降に初めて就職し、就労を継続している者 |

別記様式第１号（第９条関係）

清水町就業奨学生支援事業補助金交付申請書

 　　 　　　　　年　　月　　日

　　清水町長　　様

 申請者　住所

 氏名 　 　　　　 印

清水町就業奨学生支援事業補助金の交付を受けたいので、清水町就業奨学生支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助対象者

２　添付書類

（１）　補助対象者に対する補助金の支給計画を示した書類

（２）　奨学金貸与機関が発行する奨学金等の貸与額及び返還額等を証する書類

　（３）　住民票（写し）

　（４）　勤務先又は就労状況等を証する書類等

　（５）　町税に係る納税（完納）証明書

３　申請額　　　　　　　　　円

４　振込先口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　　　信用金庫　　　　　　　　　　　　農業協同組合（その他　　　　　　　　　　　　　） | 店 |
| 預金種目 | 普通・当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | フリガナ |
|  |

別記様式第２号（第10条関係）

清指令第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

清水町長　　　　　　　　　印

清水町就業奨学生支援事業補助金交付決定指令書

年　　月　　日付で申請のあった清水町就業奨学生支援事業補助金について、金　　円を交付します。ただし、次の事項を承知してください。

１　この補助金は上記の目的以外に使用できません。

２　町長は補助対象者が交付条件に違反したときは補助金の決定の取消および返還を命ずることができます。

　　補助金の額の確定があった後においてもまた同様とします。

３　この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に町長に対して書面をもって審査請求することができます。

４　「清水町補助金交付規則」を遵守してください。

別記様式第３号（第11条関係）

清水町就業奨学生支援事業補助金支給完了報告書

年　　月　　日

清水町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者　住所

 　 　　　氏名 　 　 　 印

年　　月　　日（清指令第　　号）で交付決定のあった清水町就業奨学生支援事業補助金について支給が完了したので、清水町就業奨学生支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　交付実績

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助対象者 |  |
| ２　交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ２　交付実績額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |

（１）　補助対象者に対する補助金の支給実績を証する書類

(２) その他町長が必要と認める書類

別記様式第４号（第12条関係）

清水町就業奨学生支援事業補助金確定通知書

年　　月　　日

（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

 　　　　　清水町長　　　　　 　 　　　 印

　　　　年　　月　　日付で報告のあった補助金実績報告書を審査した結果、次のとおり確定したので、清水町就業奨学生支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ２　増　減　額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ３　交付確定額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |

様式第５号（第13条関係）

清水町就業奨学生支援事業補助金交付請求書

年　　月　　日

清水町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者　住所

 　 　　　氏名 　 　 　 印

年　　月　　日（清指令第　　号）で交付決定のあった清水町就業奨学生支援事業補助金の交付について、次のとおり請求します。

記

１補助金請求金額　　　金　　　　　　　　円

２振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 口座種別 |  |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

別記様式第６号（第13条関係）

清水町就業奨学生支援事業補助金概算請求書

年　　月　　日

清水町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者　住所

 　 　　　氏名 　 　 　 印

年　　月　　日(清指令第　号)で交付決定のあった清水町就業奨学生支援事業補助金の交付について、次のとおり概算請求します。

記

１補助金概算請求金額　　　金　　　　　　　　　円

２振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 口座種別 |  |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

様式第７号（第14条関係）

清水町就業奨学生支援事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

清水町長　　　　　　　　印

年　　月　　日（清指令第　号）で通知しました清水町就業奨学生支援事業補助金交付決定については、清水町就業奨学生支援事業補助金交付要綱第１４条に基づき、当該補助金の交付決定を取り消すので通知します。

なお、既に補助金の交付を受けている場合については、次のとおり補助金を返還願います。

記

１　交付決定を取り消す理由

２　既に補助金の交付を受けている場合の返還方法

（１）返還する金額　　金　　　　　　　　　円

（２）返還する期限　　　　　　年　　月　　日まで

（３）返還する方法　　現　金

※この決定に不服のあるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に清水町長に対して審査請求することができる。